

2011年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	奥村 丈二		
NAME			

1. 研究課題

（和文）刑事司法における事実認定のルール化

（英文）未定

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

(1) 裁判員による事実認定の困難性

裁判員裁判における事実認定は、裁判員による法適用の前提となるが、公判廷では「聞いて、見て、分かる」証拠調べを前提とするため、否認事件などで不合理な事実認定が散見され、特に、薬物密輸の運び屋事件において無罪判決が累積した結果、最近では密輸覚せい剤押収量が過去最大になるなど、法治国家として看過できない実情が生じている。

特に、被告人の故意・共謀の成否のように、被告人の主観的な認識状態に関する法的概念を伴った事実の認定は、証拠によって認められる認識や意思連絡の状態を、故意・共謀の法的概念に当てはめてその成否を認定するため、否認事件では多数の間接事実を総合判断して論理則・経験則から要証事実を推認する必要があるため、これを裁判員の「常識」に期待することは困難である。

(2) 事実認定における論理則・経験則

裁判員は、故意・共謀などの法的概念を承知していないから、認定事実を法的概念に当てはめてその成否を判断することは無理であり、また、「聞いて、見て、分かる」証拠調べは面前の証人による証言などにとらわれてしまい、間接事実を総合して事実を認定することも困難である。

最近、最高裁は、控訴理由となる事実誤認とは裁判員裁判における事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいい、裁判員裁判の事実認定が論理則・経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことにより裁判員裁判を破棄する途を示し、その後の控訴審では、論理則・経験則違反により第1審の裁判員裁判判決を破棄する判断も出ている。

(3) 事実認定を合理的にするために必要なルール化

裁判員が、個別的な犯罪現象の事実認定を合理的に行うための「常識」を備え、さらに論理則・経験則を体得しているかは、これまで実証されていない。

また、論理則・経験則の内容は一義的に明確ではないとされるが、これまで実務では証明を要しない事実であり証拠調べの必要はないとされてきたため、裁判員裁判制度を当面維持するのであれば、その内容について裁判員に理解させる必要があり、個別的な事件において、裁判官か

らの法的概念や論理則・経験則について、言葉による明確な説明が必要になる。

そこで、裁判員に対して説明が必要な事実認定に関する法的概念を選別し、それを裁判員の「常識」による事実認定と、証拠排除など証拠法による証拠制限などに関する「法常識」も加えた事柄を「ルール化」して提案したいが、裁判員裁判制度が成熟する過程にあり、上記最高裁の動向や下級審の証拠法に関する理解の深化も見られることから、それを踏まえた考察を行っている。

(英文)

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

なし

【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）

なし

【図 書】（著者名、出版社名、書名、刊行年）
検討中
【その他】（知的財産権、ニュースリリース等）
なし